

小坂町ごみ集積所整備費補助金交付要綱

（通則）

第1条 小坂町ごみ集積所整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、小坂町財務規則（平成24年規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、自治会がごみ集積所を整備する場合にごみ集積箱の購入費並びにごみ集積所の修繕費に対して補助金を交付し、ごみの散乱を防ぎ分別収集を推進し環境に優しい循環型社会の構築に資することを目的とする。

（補助対象）

第3条 補助対象事業の内容は、小坂町内の自治会がごみ集積箱を購入並びに修繕する場合とする。

（補助対象経費）

第4条 この補助金の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定するごみの集積箱の購入並びに修繕に係る費用とする。

（補助金の額等）

第5条 この補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額、またその額が50,000円を超えた場合は50,000円。）とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、町長が別に定める日までに様式第1号による補助金交付申請書を町長へ提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定する。この場合において補助金の目的を達成するため、必要な条件を付け又は、申請事項に修正を加えることができる。

2 町長は、補助金の交付を決定したときは、様式第2号による補助金交付決定通知書により通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があり補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から5日以内にその旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第9条 町長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、その決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 町長は、前項の取り消しをした場合において、既に交付した当該取り消しに係る部分に対する補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金の支払い)

第10条 補助金は、精算払いの方法により支払うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。